

辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園有料施設の利用料金減免基準

(神奈川県都市公園条例第36条による利用料金の減免)

(令和6年4月1日)

県立辻堂海浜公園 指定管理者

公園協会・オーチャー・サカタのタネ・小田急電鉄共同事業体

辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園の有料施設について、次の各項目のいずれかに該当するものは、神奈川県都市公園条例第36条により利用料金を減免できるものとする。

1 免除

- (1) 国又は地方公共団体が体育・文化行事等を行うために使用する時。
- (2) 義務教育諸学校、幼稚園及び保育園が児童又は生徒を対象とした体育行事を行うため、入場料を徴しないでその施設を利用するとき。
- (3) 社会福祉事業を営む団体等がその施設の厚生活動の一環として体育行事を行うため、入場料を徴しないでその施設を利用するとき。
- (4) 心身障害(児)者が有料の公園施設を利用するとき。

2 半額免除

- (1) 義務教育諸学校、幼稚園及び保育園が児童及び生徒を対象とした体育行事を行うため、入場料を徴してその施設を利用するとき。
- (2) 社会福祉事業を営む団体等がその施設の厚生活動の一環として体育行事を行うため、入場料を徴してその施設を利用するとき。
- (3) 日曜日、土曜日及び休日を除く平日において、運動広場(多目的グラウンド)、少年野球場を利用するとき。

3 その他

公共的目的で使用する場合で、特にやむをえないと認められるときは、前2項のほか減免できるものとする。

4 適用

本基準は、令和6年4月1日から適用する。

辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園有料施設の利用料金減免基準細則

- 1（１）にある「体育行事」とは、県・市・町・村が一般住民を対象として主催する大会等をいう。
- 1（２）にある「義務教育諸学校」とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、又は特別支援学校の小学部若しくは中学部及び中等教育学校の前期課程をいう。また、「体育行事」とは、学校全体で行う体育行事をいう。
- 1（３）にある「社会福祉事業を営む団体等」とは、国、地方公共団体及び社会福祉事業法第３０条により厚生労働大臣の認可を受けた団体をいう。